**令和4年4月5日付け教保第1103号通知にかかるQ＆A**

令和4年４月５日

**――――――　以降の設問については、中・高等学校のみ適用　――――――**

**7　児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について**

Q１　７(2)①基本的な感染症対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食をともにした者等への対応について、教職員への対応は如何。

A１ 校長等から当該教職員に対して、５日間の自宅待機の協力要請をしてください。

なお、服務については、職務専念義務免除の対象外となるため、在宅勤務等により対応してください。在宅勤務の取扱いについては、令和２年５月22日付け教職企第1314号「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の取扱いの継続について（通知）」をご参照ください。

Q２　授業の受け持ちがある教職員も在宅勤務の対象となるのか。

A２ 自宅待機の協力要請をした教職員については、対象となります。

Q３　自宅で行う業務内容はどのようなものでもよいか。

A３　業務内容は、例えば問題作成やテスト作成など、ご自身が担当される業務を行ってください。（令和２年５月22日付け教職企第1314号「府立学校におけるテレワーク（在宅勤務）の取扱いの継続について（通知）」FAQを参照）

Q４　７(3)臨時休業の取扱いにおいて、感染者と接触があり出席停止となった者は、15%のカウントに入るのか。

A４ 該当しません。臨時休業の取扱いについては変更ありませんので、陽性者と濃厚接触者のみをカウントしてください。